

社会福祉法人 桑の実会
介護老人保健施設 ケアステーション所沢

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所

契約書

_____（以下「利用者」）と介護老人保健施設 ケアステーション所沢（以下「事業者」）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーションを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約期間は本契約締結日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されることとします。

第3条（訪問リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問リハビリテーション計画」を作成します。事業者はこの「訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問リハビリテーションの内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問リハビリテーションの内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問リハビリテーション計画に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の訪問リハビリテーションを提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士です。
- 4 訪問リハビリテーション計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の方の了承を得て新たな内容の【重要事項説明書】を作成し、それをもって訪問リハビリテーションの内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事務所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日前後に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を銀行振込みの場合は翌月 25 日までに、口座引き落としの場合は翌月 28 日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時には、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の 8:40 までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の 8:40 までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文章で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文章で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむをえない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者はやむをえない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

当事業所は、当事業所が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護に努めます。

①個人情報の取得に際しては、【別紙1】に定めた内容に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

②個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて、適切な管理を行ないます。

③当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員に等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。

④個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2【別紙1】の個人情報の利用目的についても、本契約書の契約締結をもって、同意を得たものとします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問リハビリテーションを行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

1 事業者は、訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。

なお、第9条第2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第 15 条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等の対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

第 16 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

社会福祉法人 桑の実会
介護老人保健施設 ケアステーション所沢

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所

重要事項説明書

（令和6年6月1日現在）

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：04-2921-1165

（受付時間 月～土曜日 8：30～17：00）

担当者 池田 泰孝

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 介護老人保健施設 ケアステーション所沢指定訪問リハビリテーション事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護老人保健施設 ケアステーション所沢
所在地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-13
介護保険指定番号	訪問（予防）リハビリテーション （埼玉県1152580025号）
サービスを提供する地域	所沢市（下富－中富－中富南－日比田－松郷－下安松を含む、 これより東部の地域を除く）、狭山市（水野、南入曽）、入間 市（東藤沢、上藤沢、下藤沢）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	医師	1名	－	事業所管理
サービス提供者	理学療法士 作業療法士	1名 1名	－	訪問リハビリテーション
事務職員	－	1名	－	事務管理

（3）サービス提供時間帯

月：8時30分～12時30分

金：8時30分～17時30分

※営業日は月曜日の午前中と金曜日の週2日ですが、事業所の都合により曜日変更させていただくことがあります。尚、12月30日から1月3日は休業とさせていただきます。

3 サービス内容

＜訪問リハビリテーション＞

利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助け、生活の質の向上を目

指し、医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、居宅にて評価・訓練・指導を行います。具体的内容としては、下記のものがあります。

- ① 訪問リハビリテーション計画の作成
- ② 身体機能・基本動作訓練
- ③ 日常生活活動訓練
- ④ 実用歩行訓練
- ⑤ 住宅環境整備
- ⑥ 利用者・家族指導

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを受ける場合は、基本料金の1割又は2割負担です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表】 *10.33円（1単位あたりの単価） 地域区分 6級地

	サービス内容 ※[]内は介護保険適用外の料金	自己負担(1割)	2割
①	訪問リハ費 [308単位×10.33円=3181円]	318円	636円
	訪問リハ費（予防） [298単位×10.33円=3078円]	308円	616円
	※要支援認定で1年以上 [268単位×10.33円=2768円]	277円	554円
②	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） [6単位×10.33円=61円]	7円	13円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） [3単位×10.33円=30円]	3円	6円
③	短期集中リハビリテーション加算 [200単位×10.33円=2066円]	207円	414円

※①又は②については1回20分実施した場合の料金となっております。

したがって、1日2回（40分）実施の場合①又は②の料金の2倍の料金となります。

※①について、3ヶ月毎に当施設の医師がリハビリ計画の作成に係る診療を行った場合に算定されます。

※②（Ⅰ）については20分の料金で訪問リハビリテーションをご利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いることで1回につき算定されます。

（Ⅱ）については20分の料金で訪問リハビリテーションをご利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いることで1回につき算定されます。

※③については退院若しくは退所日又は要支援・要介護認定を受けた日から起算して3ヶ月以内に週2回以上訪問リハビリを実施した場合、1日につき1回ずつ加算されます。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただきますが、事業所で発行するサービス提供証明書の後日市町村の介護保険課に提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問リハビリテーション提供者がおたずねするための交通費の実費が必要です。尚、自動車・自動二輪車の場合、下記の表の料金となります。

条件	料金
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km未満	100円
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km以上	200円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルの必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話04-2921-1165)

①ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用当日の8:40分までにご連絡いただいた場合	無料
③ご利用当日の8:40分までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の80%

(4) その他

① ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、電気、ガス、水道等の費用は利用者のご負担となります。

② 料金のお支払方法

毎月、料金の合計額を銀行振込みの場合は翌月25日までに、口座引き落としの場合は翌月28日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、銀行振込、口座引き落としの2通りの中からご契約時の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください、当事業所職員がお伺いします。訪問リハビリテーション計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出ください。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

以下の場合、ご利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者がご利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合

また、以下の場合、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約させていただくことがあります。

- ・ご利用者がサービス利用料金のお支払いを２ヶ月以上遅延し、料金をお支払いするよう催告したにもかかわらず１０日以内にお支払いがない場合
- ・ご利用者又はそのご家族が事業所やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

6 当事業所の訪問リハビリテーションの特徴等

＜運営の方針＞

事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

事業所の従業員は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図ります。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へご連絡をいたします。

主治医	病院名（主治医）	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 サービス内容に関する苦情

当事業所が提供するサービスに関する相談・苦情窓口

・第三者委員

小川 京子 電話番号：090-2237-2946

高橋 廣成 電話番号：090-3068-4002

・ケアステーション所沢 電話番号：04-2921-1165

・所沢市介護保険課 電話番号：04-2998-9420

・入間市介護保険課 電話番号：04-2964-1341

・狭山市高齢介護課 電話番号：04-2953-1551

・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号：048-824-2568

9 当社事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 桑の実会

介護老人保健施設 ケアステーション所沢

代表者役職・氏名 施設長 管理医師 菅原 修

事業所所在地・電話番号 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-13

TEL：04-2921-1165

定款の目的に定めた事業 1. 訪問リハビリテーション
2. その他これに付随する業務

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。また、契約内容及び重要事項説明書の説明を受け、了承いたしました。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業所

<事業所名>

介護老人保健施設 ケアステーション所沢

(指定訪問リハビリテーション事業所) 指定番号 1152580025

<住所> 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-13

<代表者名> 菅原 修 印

利用者

<住所>

<氏名> 印

(代理人)

<住所>

<氏名> 印

【別紙1】

個人情報利用目的 介護老人保健施設 ケアステーション所沢

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設ケアステーション所沢では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

● 介護・医療提供

- ▶当施設での介護・医療サービスの提供
- ▶他の介護（保険）施設、病院、診療所、薬局、介護保険サービス事業者等との関係（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ▶他の介護（保険）施設、医療機関等からの照会への回答
- ▶利用者さんの診療のため、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶家族等への心身の状況説明
- ▶その他、利用者さんの介護・医療提供に関する利用

● 介護保険費用請求のための事務

- ▶当施設での介護・医療・労災保険、公費負担に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、介護・医療・労災保険、および公費負担に関する介護保険請求のための利用
- ▶損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ▶情報システム運用・保守業務の委託あるいはASPサービスの利用

● 当施設の管理運営業務

- ▶会計・経理
- ▶介護・医療事故等の報告
- ▶利用者さんの介護・医療サービスの向上
- ▶利用者さんの作成した作品や写真、氏名等の施設内における掲示
- ▶入退所等の居室管理
- ▶その他、当施設の管理運営業務に関する利用

● その他

- ▶企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- ▶介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ▶当施設内において行われる介護・医療実習への協力
- ▶介護の質の向上を目的とした当施設内外の学会等での研究発表
- ▶外部監査機関への情報提供

● 介護関係事業者の義務

- ▶サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ▶居宅介護支援事業所との関係
- ▶利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ▶利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ▶生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合